

京都市教育委員会告示第5号

京都市教育委員会告示の読点の表記を改めるので次のように告示します。

令和4年6月30日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

1 読点の表記の改正

この告示の施行の際現に効力を有する教育委員会告示の読点として表記する「,」を「、」に改めます。

2 施行期日

この告示は、令和4年7月1日から施行します。

(教育委員会事務局総務部総務課)